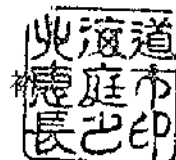


恵庭市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 2 月 1 9 日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第 1 2 号

恵庭市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条（略） （定義） 第 2 条（略） 2～9（略） 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。)第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。 11～13（略） 第 3 条～第 11 条（略）	第 1 条（略） （定義） 第 2 条（略） 2～9（略） 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。)第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。 11～13（略） 第 3 条～第 11 条（略）

現行			改正案		
(利用及び提供の制限)			(利用及び提供の制限)		
第 12 条 (略)			第 12 条 (略)		
2～4 (略)			2～4 (略)		
5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 29 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 29 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)			(略)		
第 38 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 2 条第 9 項に	第 38 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 2 条第 10 項に

現行			改正案		
		規定する特定個人情報ファイル(いう。)に記録されているとき			規定する特定個人情報ファイル(いう。)に記録されているとき
(略)			(略)		
第 13 条～第 52 条 (略)			第 13 条～第 52 条 (略)		
第 53 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。			第 53 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。		
第 54 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。			第 54 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。		
第 55 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。			第 55 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。		
第 56 条・第 57 条 (略)			第 56 条・第 57 条 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第2条第10項及び第12条第5項の改正は令和7年4月1日から、第53条、第54条及び第55条の改正は令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。